

問題あり！「ダイヤ改正変更」「業務体制変更」 不十分、不誠実な説明だけで見切り発車！

サービックにおいて、4月1日から職名変更、名称変更、担務変更、作業内容変更の「業務体制変更」が実施されます。また、第一事業所では「始終時刻変更」「（臨時列車が多い金・日曜日および多客期に）最大45分の退出時刻延長（残業）と公休を指定しない」ことがダイヤ改正（3月12日）から実施されています。

しかし、それぞれの説明会は、実施予定日の直近になって急遽開催され、一回だけの短時間といった不十分で不誠実なものになっています。まさにそれぞれの変更の実施ありきの見切り発車になっています。

残業の強要はやめろ！再度、十分に誠実な説明会を開催せよ！

社員は到底納得出来ずに不安や不満などを抱えています。「退出時刻延長」について、「残業が出来ない場合は出来ないことを証明せよ」と残業を強いています。「公休を金・日曜日に指定しない」ことについて、「金・日曜日を休みたいときは年休をとれ」といった対応です。また、「業務体制変更」については、職名・仕事の名称や作業内容などが変更になるにもかかわらず、説明会はわずか30分程度で質問にも答えることが出来ません。

まず、現在実施している有無を言わさない残業の強要はやめて、残業希望者を募るなどの努力をすべきです。そして、再度、社員の納得を得られるような十分に誠実な説明会を開催すべきです。

一企業一組合の責任組合であるサービック労組の取り組みは!?

サービック労組は、昨年11月15日から会社と「業務体制変更」について協議をしています。半年間、組合員に対する説明などはどうだったのでしょうか？3月14日には申し入れを行っています。サービック労組は「現場で働く組合員の代表でありユニオンショップ協定を締結し、一企業一組合の責任組合である」として、「労使共同宣言の趣旨に反していると言わざるを得ない」と強い言葉を使ってサービック会社に申し入れを行っています。しかし、半年前から会社と協議をしていて、4月1日の実施間際に申し入れをする理由はなんでしょうか？また、第一事業所の「退出時刻延長」「公休の金・日曜日指定なし」についての沈黙は何か理由があるのでしょうか？いずれにしても、サービック労組には責任組合として、組合員の付託に応える取り組みを期待するものです。